

参 照 条 文

● 刑法

(執行猶予)

第 25 条 次に掲げる者が 3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から 1 年以上 5 年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から 5 年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が 1 年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第 1 項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(保護観察)

第 25 条の 2 前条第 1 項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第 2 項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第 2 項ただし書及び第 26 条の 2 第 2 号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

(執行猶予の必要的取消し)

第 26 条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第 3 号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる者であるとき、又は次条第 3 号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(執行猶予の裁量的取消し)

第 26 条の 2 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第 25 条の 2 第 1 項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第 26 条の 3 前 2 条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(猶予期間経過の効果)

第 27 条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

●更生保護法

(特別遵守事項)

第51条 保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第72条第1項、刑法第26条の2及び第29条第1項並びに少年法第26条の4第1項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。

二 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。

三 7日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。

四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。

五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。

六 その他指導監督を行うため特に必要な事項